

## 北大路駅西行のりば一時使用停止について

4月9日(土)、17時~18時の時間帯、北大路駅南側の西行タクシーのりばで公職選挙法に基づく道路使用が予定されています。

このため、この時間帯、**北大路駅南側の北大路通(西行)のタクシーのりばが使用停止**となります。なお、当日は警察官が配置されますので、その指示に従うようお願いします。

## 高倉六角の通行について

京都府警中京署からの連絡です。

最近、中京署管内の高倉六角の通行に関し、タクシー運転者からの問い合わせが急増しているとのことです。

高倉六角は交差点ではなく、**二つの丁字路で構成**されているため、**直進はできず、北行の場合は右折のみが可能**です。

そのため、西行一方通行であることを示す標識と、丁字路であることを示す T の路面標示がされています。そのため、このまま**高倉通を北行してクラック状に直進すると、一方通行規制を逆走したこととなり、検挙対象**になる違反です。ご注意ください。

お客様からのご質問には交通規制であることをご説明いただきご理解いただくようお願いします。

なお、この規制は最近変更されたものではなく、従前から変わらない規制であることを申し添えます。



以上